

観点1 体制整備

インクルーシブ教育システム構築を地域や学校で進めていくためには、小・中学校、高等学校等での支援に係る体制整備が必要である。地域における支援に係る体制整備は、各教育委員会のリーダーシップのもと、関係機関相互の役割を明確にしながら連携を進めるとともに、専門家チームを編制する等の学校を支える仕組の充実が求められる。小・中学校、高等学校等における支援に係る校内の体制整備は、校長のリーダーシップのもと、担当教員だけでなく全校で組織的に取り組むことが必要である。また、校内の体制整備のためには、周囲の児童生徒及びその保護者、地域の理解が不可欠であるため、理解啓発が重要となる。

1－1 校内の支援に係る体制整備

取組の状況

- (1) 特別支援教育の推進を担う部署（例えば、特別支援教育部等）を校務分掌に位置付けている。
- (2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握を行っている。
- (3) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒への支援についての方針を作成している。
- (4) 定期的に校内委員会を開催している。
- (5) 全教職員間で、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に関する情報共有の場を設けている。
- (6) 特別支援教育コーディネーターが、校内連携のための調整を行っている。
- (7) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員が、校内支援や特別支援教育の推進の役割を担っている。
- (8) 特別支援学校に対し必要な時に相談できる支援体制を作っている。
- (9) 特別支援学校から、助言や援助を受けている。
- (10) 特別支援教育担当部が他分掌（例えば、教務部等）と連携して支援を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1-2 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進

取組の状況

- (1) 周囲の児童生徒（例えば、同級生や交流先の児童生徒等）に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや関わり方等について伝えている。
- (2) 同じ小・中学校、高等学校等に通っている保護者に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや配慮等について伝えている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1-3 地域への理解・啓発

取組の状況

- 例えば、地域住民に対して、園・学校だより等で発達障害を含む障害のある幼児児童生徒やインクルーシブ教育システム等に関する理解・啓発の取組を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上の判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1-4 管理職のリーダーシップに基づく園・学校経営

取組の状況

- (1) 園・学校経営計画や園・学校経営方針の柱の1つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示している。
- (2) 例えば、複数名の指名をするなどして、特別支援教育コーディネーターが業務に専念できるように配慮している。
- (3) 特別支援教育支援員等の教員以外の人材を配置している。
- (4) 特別支援学校教諭免許状を保有している教員を、特別支援学級の担任や通級による指導の担当者として配置している。
※園は該当しない

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上の判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点2 施設・設備

園・学校の教育環境として、バリアフリー施設設備や合理的配慮の提供に関する施設・設備を整備することと、教育支援機器等を可能な限り整備することが重要である。

2-1 バリアフリー施設・設備の整備	
取組の状況	
<input type="checkbox"/> (1) 園・学校内のバリアフリー施設・設備※の整備状況を把握するために、定期的に点検を行っている。 <input type="checkbox"/> (2) 園・学校内のバリアフリー施設・設備の整備に関する要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。 <input type="checkbox"/> (3) 園・学校の災害発生時に備え、多機能トイレや停電時でも医療用機器が利用できる防災設備（非常用電源等）の整備に関する要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上の判断	
<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> できていない ➤ (* <input type="checkbox"/> 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

※園・小・中学校。高等学校内のバリアフリー施設・設備としては、多機能トイレや視覚障害者誘導用ブロック、階段昇降機やエレベータ、車椅子用駐車場等が考えられる。また、合理的配慮の提供に関する施設・設備としては、スロープや手すり、クールダウンスペース等の子どもが安心して過ごせる場所、雑音軽減のための緩衝材等が挙げられる。

2-2 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備

取組の状況

- (1) 合理的配慮の観点から、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒が安全かつ円滑に園・学校生活を送ることができるように、施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）の整備状況の点検を定期的に行っている。
- (2) 園・学校内での合理的配慮の提供に関する施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）についての要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。
- (3) 合理的配慮の提供に関して必要となる施設・設備（例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等）を整備するために、教育委員会とともに発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や保護者等と合意形成を図っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

2-3 教育支援機器の整備

取組の状況

- (1) 園・学校における教育支援機器※の充実のために、その整備状況を把握している。
- (2) 必要な教育支援機器の整備についての要望を、必要に応じて教育委員会に伝えている。
- (3) 園内・校内の教育支援機器の整備を図るため、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を利用して助言を受けている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

※教育支援機器には、例えばパソコンやタブレット、ソフトウェア等が挙げられる。

2-4 教室配置及び既存の教室の活用

取組の状況

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒に配慮して、教室の配置を工夫している（例えば、発達上の課題に応じた環境への配慮、学年進行に応じて普通教室や特別支援学級の教室配置を見直す等）。
- (2) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒に配慮して、既存の教室（例えば、小部屋や区切られた空間等）を有効に活用している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点3 教育課程

教育課程は学校の教育活動の中核をなすものであり、インクルーシブ教育システムの構築においても重要な要素の一つである。特別支援学級、または、通級による指導において特別の教育課程を編成及び実施するに当たっては、PDCAサイクルに基づいて教育活動の質の向上を図る必要がある。

3-1 特別の教育課程の編成

取組の状況

- (1) 障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒が、園又は学校の教育目標を達成できるように教育課程を編成することが、園・学校の経営方針に示されている。
- (2) 特別の教育課程について、全教職員間で共通理解する機会を設けている。
※園は該当しない
- (3) 保護者に対して、特別の教育課程について説明する機会を設けている。
※園は該当しない
- (4) 特別支援学級においては、在籍する児童生徒の実態把握を行った上で、特別の教育課程を編成している。
※園、高等学校は該当しない
- (5) 通級による指導では、児童生徒の実態把握を行った上で特別の教育課程を編成している。
※園は該当しない
- (6) 特別支援学級で特別の教育課程を編成する際は、自立活動を取り入れている。
※園、高等学校は該当しない
- (7) 特別支援学級に在籍している知的障害のある児童生徒に対しては、各教科等を合わせた指導を行うなど、実態に応じた特別の教育課程を編成している。
※園、高等学校は該当しない
- (8) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めている。
※園は該当しない
- (9) 高等学校において、特別な配慮が必要な生徒の学びの充実を考慮して、学校設定教科・科目を設けている。
※園、小・中学校は該当しない

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

3-2 特別の教育課程の実施・評価

取組の状況

- (1) 特別支援学級又は通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導では、個別の指導計画を作成し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしている。
※園は該当しない
- (2) 特別支援学級又は通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、教師間で連携している。
※園は該当しない
- (3) 特別支援学級に在籍している児童生徒と通常の学級に在籍している児童生徒との交流及び共同学習が計画的に実施できるように、双方の週時程を作成している。
※園、高等学校は該当しない
- (4) 特別支援学級又は通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、必要があれば指導の内容や方法を改善している。
※園は該当しない
- (5) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導を工夫している。
※園は該当しない

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上の判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点4 指導体制

園、小・中学校、高等学校等において、教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導や支援の充実を図るためにには、教育委員会をはじめとする関係機関がそれぞれの役割を明確にし、園・学校現場の状況を踏まえて方針を作成し、指導体制を整備することが大切である。園・校内においては、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員等の役割の明確化とその活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が求められる。

4-1 指導体制の整備・充実

取組の状況

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する情報共有をするための会議を設定している。
- (2) 上記の情報共有の会議は、全教職員（専門職員、特別支援教育支援員等を含む）が参加する形で、定期的に実施している。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児に対して、個別の教育支援計画を作成している。
※小・中学校、高等学校は該当しない
- (4) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成している。
※園は該当しない
- (5) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒及び通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成している。
※園は該当しない
- (6) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意向を踏まえて作成している。
- (7) 発達障害を含む障害のある幼児に対して、個別の指導計画を作成している。
※小・中学校、高等学校は該当しない
- (8) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の指導計画を作成している。
※園は該当しない
- (9) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒及び通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の指導計画を作成している。
※園は該当しない
- (10) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に合理的配慮に関する内容を含めている。
- (11) 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、定期的に見直しを行っている。
- (12) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態に合わせた教材を作成している。

- (13) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態に合わせて指導形態を工夫している。
- (14) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の困難さやニーズを考慮してテスト（試験・定期考查等）を実施している。
※園は該当しない

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

4-2 地域の関係機関の連携

取組の状況

- (1) 必要に応じて教育委員会が編制する専門家チームの派遣を要請し、指導及び支援内容に関する助言を受けている。
- (2) センター的機能を活用して特別支援学校の教員から指導や支援内容に関する助言を受けている。
- (3) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、必要な人材を配置して支援を行っている。
- (4) 幼児児童生徒の実態やニーズに応じて、他機関（行政・医療・療育・教育機関等）と連携して支援を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

4-3 幼児児童生徒及び保護者の理解推進

取組の状況

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒とその保護者に対して、例えば学びの場や具体的な指導・支援等に関する情報提供を行っている。
- (2) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の合理的配慮について、園・学校と本人や保護者との間で合意形成を行うために相談・協議をする機会を設けている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点5 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒が地域に根差して豊かな生活を送り、社会参加するために重要な教育活動である。このため、周囲が、日々の授業やスポーツ、文化・芸術活動等での交流を通して、障害のある児童生徒の特性や可能性を知ること、また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を図ることが大切である。

5-1 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組

取組の状況

- (1) 学校全体で取り組み、教職員間で交流及び共同学習の目的や内容等を共有している。
- (2) 学校独自に、交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を作成している。
- (3) 交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を活用している。
- (4) 交流及び共同学習の機会を設け、教育課程に位置づけている。
- (5) 交流及び共同学習を推進するための部署を校務分掌に位置づけている。
- (6) 交流及び共同学習が継続的に行われるよう、年間計画を作成している。
- (7) 学校間で役割分担を行い、連絡会や打ち合わせ等を行っている。
- (8) （特別支援学級を設置している小・中学校においては）通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を実施している。 ※高等学校は該当しない
- (9) 学校間交流を実施している。
- (10) 交流先と教員や保護者等の付き添いや時間割を調整している。
- (11) 居住地校交流を実施している。
- (12) 居住地校交流先と教員や保護者等の付き添いや時間割を調整している。
- (13) 交流及び共同学習対象の児童生徒の靴箱、ロッカー、座席等を設置している。
- (14) 交流先と事後連絡会等を行い、課題を共有している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

5-2 障害のある人との交流と理解啓発

取組の状況

- (1) 障害のある者とない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」^注学習を実施している。
- (2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。
- (3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。
- (4) 日常の学校生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

注) 「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通した交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

観点6 移行支援

就学先・就労先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要である。園、小・中学校、高等学校が、家庭及び医療、福祉、保健、労働等の関係機関や特別支援学校と連携を図り、長期的な視点で支援が必要な子どもへの教育的支援を行う必要がある。

6-1 就学支援システムづくり	
※中学校、高等学校は該当しない	
取組の状況	
<input type="checkbox"/> (1) 発達障害を含む障害のある幼児の支援を小学校へ繋げるために、例えば「就学支援シート」や「相談支援ファイル」等を活用して支援の引継ぎを行っている。 <input type="checkbox"/> (2) 保護者に対して就学に関する情報提供を行っている。 <input type="checkbox"/> (3) 保護者に対して、就学に関する早期からの教育相談を行っている。 <input type="checkbox"/> (4) 保護者に学校見学の機会を提供している。 <input type="checkbox"/> (5) 本人、保護者、市町村教育委員会、小学校が発達障害を含む障害のある幼児の就学先の決定に向けて合意形成を行っている。 <input type="checkbox"/> (6) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学びの場を継続的に検討している。	
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上の判断	
<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> できていない ➤ (* <input type="checkbox"/> 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

6-2 就労支援システムづくり

※園、小学校は該当しない

取組の状況

- (1) 就労支援に関する情報収集を行っている。
- (2) 就労支援に関わる諸機関とネットワークを構築している。
- (3) 保護者や特別な支援を必要とする生徒に対して、就労に関する情報を提供している。
- (4) 就労支援機関から専門的な助言を受けている。
- (5) 発達障害を含む障害のある生徒の希望や能力を生かした就労支援を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点7 研修

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育に関して、全ての教職員が一定の知識・技能等を有していること、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の教員等が特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが必要である。さらに、インクルーシブ教育システムとは何かについて、教職員の理解を促していくことが重要である。

7-1 園内・校内における専門性の向上のための取組

取組の状況

- (1) 園・学校全体で、全ての教職員が、特別支援教育に関する一定の知識・技能について学ぶ仕組みを作っている。
- (2) 特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っている。
- (3) 外部人材の活用を行い、園・学校全体としての専門性の向上を図っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

- できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

7-2 園内・校内研修における研修の実施

取組の状況

- (1) 園内・校内において特別支援教育に関する研修を実施している。
- (2) 園内・校内においてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

7-3 校外研修を活用した理解・専門性の向上

取組の状況

- (1) 市区町村教育委員会等が主催する特別支援教育に関する研修に教職員が参加している。
- (2) 市区町村教育委員会等が主催するインクルーシブ教育システムに関する研修に教職員が参加している。
- (3) 研修を受けた教職員は、その内容を他の教職員に伝達している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上で判断

できている どちらとも言えない できていない ➤ (* 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)